

単元未満株式について

単元未満株式(1,000株未満)を所有されている株主の方は、当社に対し、単元株式数(1,000株)に不足する株式の買い増しや、単元未満株式の買い取り(当社に対する売却)を請求することができます。

■単元未満株式の買増請求

必要書類・買増概算金

- ① 単元未満株式 買増請求書★
- ② 買増概算金(※1)
- ③ 単元未満株券

(株券をご所有の方は必ずご提出ください)

- 例1 現在ANA株を800株お持ちの場合、
200株買い増して1,000株に。
- 例2 現在ANA株を2,300株お持ちの場合、
700株買い増して3,000株に。

株主優待発行基準日までに
単元株式を保有いただくと、
株主優待券が発行されます。
詳細は右ページをご覧ください。

(※1) 買増概算金

買増請求株式数×株価(お振り込み前日の終値)×1.3倍
(1,000円未満切り上げ)

実際の買増価格は、買増請求書および買増概算金が株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日の株価終値を基準に算出されるため、入金時点では買増価格が確定していません。ある程度株価が変動しても入金額が買増価格を下回らないよう、当社の株式取扱規則にて1.3倍としています。

- 買増概算金の残金は、買増請求書等が住友信託銀行に到着した日から5営業日程度で、買増請求書にご指定いただいた方法により、ご返金いたします。
- 買増請求により1単元となった株券は、買増請求書等が住友信託銀行に到着した日から7営業日程度で、株主名簿に記載されたご住所あてに配達記録郵便にてご送付いたします。
- 毎年9月30日から起算して12営業日前から9月30日までの間、および3月31日から起算して12営業日前から3月31日までの間、買増請求の受付を停止いたします(2007年は9月11日から9月30日まで受付停止。ただし、株券等の保管振替制度をご利用の場合は、株券を預託されている証券会社にお問い合わせください)。上記以外にも受付を停止することがございます。

■単元未満株式の買取請求

必要書類

- ① 単元未満株式 買取請求書★
- ② 単元未満株券

(株券をご所有の方は必ずご提出ください)

- 例1 現在ANA株を350株お持ちの場合、
これを売却したい。
- 例2 現在ANA株を2,150株お持ちの場合、
150株だけ売却したい。

買取請求によりANAに売却
↓
ご本人ご指定の口座にお振り込み

！「買増」・「買取」請求される「単元未満株式」を…

- (1) 証券会社に「保護預かり」されている方 → お預けになっている株券を引き出してください。
- (2) ご自身が「株券」で保管されている方 → 必要書類を住友信託銀行(下記の連絡先)あてにご郵送いただくか、住友信託銀行の全国本支店窓口にご提出ください。
- (3) 株券ではなく「登録株」(※2)として保有されている方 →
- (4) 「保管振替機構」(ほふり)に預けられている方 → 「ほふり」を申し込まれた証券会社にご相談ください。

(※2)「登録株」とは無償増資・株式分割等で生じた単元未満株式(1,000株未満のこ)で株券は発行されておらず株主名簿管理人で管理しているもの。

お手続きの詳細につきましては、株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人 事務取扱場所

(買増・買取請求のご送付先・
お手続きに関する照会先)

住友信託銀行株式会社 〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10
証券代行部 電話(通話料無料) ☎ 0120-176-417 (平日9:00~17:00
土・日・祝日休み)

★単元未満株式・買増請求書／買取請求書は、
住友信託銀行のホームページから印刷することが可能です。

住友信託銀行証券代行部

検索



〈ご自宅にご本人名義となっていない株券はありませんか?〉 同封のチラシを参照ください!

ご自宅にご本人名義となっていない株券をお持ちの方は、早急に名義書換をしてください。

株券電子化の直前は信託銀行、証券会社等の窓口が大変混雑することが予想されます。お早めに手続きをお済ませください。